

令和3年度 第2回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

令和3年11月11日(木) 午後1時30分から午後3時

平塚市役所本館3階 302会議室

出席者(委員)

小宮山会長 山梨副会長 曾根委員 福原委員 湯川委員 松下委員 水野委員  
大畑委員 柳川委員 内田委員 宮本委員 齋藤委員 井上委員 船水委員

(14名出席)

(事務局)

岩崎福祉部長

(高齢福祉課) 岩本課長 風間担当長 五十嵐主査

(地域包括ケア推進課) 久保課長 相原課長代理 笹井課長代理

(介護保険課) 五島課長 尾崎課長代理 渡邊課長代理 鈴木担当長

山崎主査 宮田主査 金澤主任 今井主任

I 開会

II 議事

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者はなし。

報告1 令和2年度介護保険事業の決算について

資料1に基づき、令和2年度介護保険事業の決算について、事務局から説明。

委員 要介護認定・要支援認定の「申請件数」が7,423件であるのに対して、「審査判定(認定)件数」が7,427件と差異があるのはなぜか。

事務局 いずれも、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの件数を記載している。例えば、令和3年3月末に受けた認定申請で令和2年度のうちに審査判定が出ないケースがあると、申請件数のみ計上することになる。このように、年度末、

年度当初の申請件数または審査判定件数のいずれかを前年度または翌年度に計上する場合があることから、数値にずれが生じている。

委員 新規申請の結果どれだけ介護保険サービスの利用者が増えたかというデータが、推移を確認するためには必要なのではないか。

事務局 審査結果が非該当となる場合等もあるため、新規申請3,020件のうち、新たに要介護・要支援判定がされるのは約3,000件である。

委員 特別会計決算の歳入のうち、「予算現額」は予算を立てたときの金額と理解できるが、「調定額」「収入済額」とは何か。

事務局 「調定額」とは、歳出に基づいて算定する、いわば「入ってくるべき額」などを指している。例えば国庫支出金、県支出金は歳出額に各々法定負担割合を乗じて交付額を算定する。一方、「収入済額」は、実際に市が収入した金額を指している。

委員 滞納繰越分の項目をみると、予算現額が16,961,000円であるのに対し、調定額は95,208,606円に増え、収入済額は18,339,875円になっているが、どういうことか。

事務局 滞納繰越分の調定額とは、介護保険料として賦課が成立しており、かつ時効を迎えていない納めるべき額である。しかし、収納率が100%にはならないため、予算では収納率約19%として計算し、予算額は1690万円程となっている。これに対し、実際に徴収できた金額が収入済額である。

委員 要介護・要支援認定を受けたあと、実際に介護サービスを利用している人はどれくらいいるのか。地域で見ていると、認定を受けているのにサービスを利用していない方がおり、本当にそれでよいのかと思ってしまう。

事務局 令和3年3月末現在で介護認定を受けている方が11,955人である。一方、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの受給者数は令和3年3月現在で9,516人である。

委員 認定を受けた後、介護サービス利用をしない理由を調査してはいかがか。例えば地域包括支援センターを活用するなどし、認定申請から介護サービス利用までのシステムが正常に機能しているか、個々の事情はどのようなところにあるのかなどを見極めるとよいと思う。

事務局 何かあったときにすぐ介護サービスが利用できるよう、介護認定を受けておき

たいという声を聞く。市としては申請があれば断ることはできない。

委員 他自治体で介護認定審査会委員を務めているが、「いざという時のため」、「医師の勧めでとりあえず申請」と特記事項のある方がいらっしゃる。被保険者としての権利であり、介護認定を受けたら必ず介護サービスを利用しなければならないというものではないと思う。

委員 審査判定をするための認定調査や主治医意見書に係るコストの面から言うと、介護認定後に介護サービスを利用しないことで、数千万円のマイナスが出ている。そのため、医師の間では、安易に認定申請を推奨しないようにという話し合いをしている。

委員 資料1-1、5ページの「(3)介護給付費の内訳」の令和2年度合計額に対し、資料1-2の歳出「2保険給付費」の支出済額は百万円ほど差額があるのはなぜか。

事務局 国の集計方法に倣い、「介護給付費の内訳」では介護サービス費と性質の異なる「電算処理システム料」「利用者負担軽減支援事業」を含んでいないためである。

委員 認定申請から結果を出すまでの期間が、原則30日と定められているが、平塚市ではどれくらい守ることができているか。

事務局 毎月審査判定にかかる期間を算出しているが、平均40日前後となっている。

委員 介護保険事業の財源として、国の負担割合が25%となっており、うち5%が調整分となっているが、平塚市の調整率は何%か。

事務局 令和2年度調整交付金の交付割合は3.27%である。

委員 歳出額の5分の1が保険料で賄われていることに驚いた。歳入のうち最も金額が多い「支払基金交付金」とは社会保険料のことか。

事務局 介護保険の財源は、大きく分けて公費が50%、その他が50%と定められており、内訳として公費では国の負担（概ね25%）、県の負担（同12.5%）、市の負担（同12.5%）、その他では介護保険料（23%）、社会保険料（27%）と定められている。そのため、社会保険料が27%と最も多くを占めている。

委員 その他の50%だが、正確には保険料が50%となる。27%の支払基金交付金とは、40歳から64歳までの方が医療保険と一緒に納める介護分の保険料をさす。

## 報告2 令和3年度介護保険事業の施行状況について

資料2に基づき、令和3年度介護保険事業の施行状況について、事務局から説明。

(意見・質問) 特になし

## 報告3 居宅介護支援事業所の指定等について

## 報告4 地域密着型サービス事業所の指定等について

資料3に基づき、居宅介護支援事業所の指定等について、また資料4に基づき、地域密着型サービス事業所の指定等について、一括して事務局から説明。

委員 居宅介護支援事業所が1事業所廃止になっているが、利用者は適切に引き継がれたのか。

事務局 30名ほど利用者がいたが、全て引継ぎが完了したと報告を受けている。

委員 事業所の廃止は、どれくらい前に情報が来るものなのか。早めに報告してもらった方がいいと思うが難しいか。

事務局 市からは1か月前までに報告をするようお願いしているが、スタッフの体調不良など急に決まるケースもある。わかり次第報告をするよう指示している。

## 議題1 地域密着型サービス事業所の公募について

### ・地域密着型サービス事業所の公募概要について

資料5に基づき、議題1のうち地域密着型サービス事業所の公募概要について、事務局から説明。

委員 「圏域」とはどのような定義付けとなるのか。

事務局 普段生活をしていて、すぐにサービスを利用できるような距離で設定しているもので、おおむね中学校区と同様であり、現在市内には13圏域ある。

## 議事に入る前の確認事項

議題1のうち地域密着型サービス事業所の公募に係る審査結果について、公表前かつ未確定の情報を取り扱うことから、「平塚市介護保険運営協議会規則 第5条ただし書き、その他会長が特に必要と認めたときは、協議会の議決により、公開しないことができる」の

規定により、この議題を非公開とする。

- ・地域密着型サービス事業所の公募に係る審査結果について

※非公開案件

その他

次回の運営協議会の開催は、令和4年2月中旬を予定している。

III 閉会